委員会提出議案第1号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の 制定について

上記の議案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則(平成17年議会 規則第1号)第14条の規定により提出します。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市議会 議長 加固 豊治 様

提出者 議会運営委員会 委員長 川村 成二

提案理由

電子採決システムの活用により表決を行うため、この規則を制定するものである。

なお、この規則は公布の日から施行するものである。

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則(平成17年かすみがうら市議会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第70条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると 認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会会議規則 新旧対照表

_ かりみかつら印護会会議規則 新山対照表	
改正前	改正後
(起立による表決)	(起立による表決)
第70条 議長が表決をとろうとするときは、 問題を可とする者を起立させ、起立者の多 少を認定して可否の結果を宣告する。	第70条 議長が表決をとろうとするときは、 問題を可とする者を起立させ、起立者の多 少を認定して可否の結果を宣告する。
2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、 又は議長の宣告に対して出席議員2人以 上から異議があるときは、議長は、記名又 は無記名の投票で表決をとらなければな	2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、 又は議長の宣告に対して出席議員2人以 上から異議があるときは、議長は、記名又 は無記名の投票で表決をとらなければな
らない。	らない。 3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。 4 電子採決システムによる表決を行う場
	<u>合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。</u>